

感染症対策本部(幹事会)会議決定事項

1. 内 容

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する取得可能な休暇の一覧について

- ➡ 過去に通知したものも含めて、別紙1のとおり改めて整理。契約社員本人が新型コロナウイルスに感染した場合は、特別休暇を取得できるようにしている。

(2) 地域包括支援センターが休業した場合の体制について

- ➡ 地域包括支援センター職員が感染し、センターを休業する必要がある場合の体制を別紙2のとおり整理。各地域包括支援センターに周知した上で、市介護保険課に報告予定。